

高等学校に於ける国際理解教育の現状と課題

京都市立山城高等学校教諭 桂 暎 雄

(1) はじめに

20世紀の人類の叡知とも称えられている1974年のユネスコ第18回総会における「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由」についての教育に関する勧告は、国際理解教育の源流である。また「国際教育の調整された教育内容の作成及び実施」(第1項)への参加も呼びかけられている。この教育の対象は、民族・平和・人権・開発・文化及び協力の6項目であり、京都の教育界では昭和37年より三本校に要約している。① 基本的人権を尊重する精神と態度の育成。② 日本と諸外国との相互理解と相互に協力する精神と態度の育成。③ 国際的協力協同について理解し、これらに協力する精神と態度の育成。これらの遂行を促して、教育として「青少年の健全育成」「心の開拓」をこころみしてきた。また、従来の学習段階を小・中・高校では、① 教科活動—各教科内容への位置づけ、カリキュラム化、授業展開のハイロケット・プランの作成。② 教科外活動—学校行事・HR・アソシエーション・クラブ部活動を中心とする国際理解活動の定着。③ 留学体験入れ・帰国子女教育・姉妹学校協定・海外修学旅行・研究調査活動、研究会活動公民館を中心とする活動を進め、行政の適切な指導助言のもとに、地道な国際親善交流や国際協力活動を進め、成果をあげている。とくに私立高校に英語科(洛陽高)、国際経済科(商業高校)、私立高校に国際経済科、府・市両教委に外国人英語指導助手等の設置、配属私立高校では国際文化コース(聖母女子校、聖母女子、両洋、西高校など)が開設された。私立高校では中国、韓国への修学旅行の実施など、公立高校もアソアの英語圏修学旅行(西京高)が計画されている。また各高校で長期外国留学体験を推進し、諸外国の留学体験を受け入れ体制を整備してきているのが現状である。

(2) 高校における国際理解教育研究会活動 = 京都の場合

昭和53年、ユネスコ憲章の精神に基づき「人類の平和と幸福、世界の平和と発展に実現のため」に、9名の少人数者から組織し命名した「京都府立国際理解教育研究会」(以下「研究会」と略す)は、京都府立山城高校に発起し、昭和53年4月18日(土)に「京都府立国際理解教育研究会」(30名、府・市・私立高校他)の結成に成功した。本会は2年2回の総会・研究会、全員の参加、必要に支えられた研究会(研究会)の発行、年3回の研究会を主催し、理論的・実践的研究と、意識調査、ユネスコクラブ等の自主活動、各関係者、各学級の体験学習と、具体的な身近な交流が可能な体制を整えた。以下は研究会の活動の概況である。

- 第1回「国際理解教育」一灯同高(5.58.5) 第7回「国際化」市教職員研修会公民館(5.61.5)
- 第2回「調査活動」堀川高音楽会校(5.58.11) 第8回「国際経済教育」西京商業高(5.61.11)
- 第3回「異文化」京都西高(外国語大学)(5.59.6) 第9回「アソア」に存心 Y.M.C.A(5.62.6)
- 第4回「国際情報」山城高校(5.59.12) 第10回「中国に学ぶ」両洋高校(5.62.12)
- 第5回「国際交流活動」洛陽工業高校(5.60.6) 第11回「国際理解教育の環境」聖母女子校(5.63.6)
- 第6回「帰国生徒教育」同志社国際高校(5.60.12) 第12回「帰国修学旅行」光華女子高(5.63.10)

- 第13回「宿舎問題」 乙訓高 (56.10) 第17回「高校における国際コース」 聖安徒高 (大1.7)
- 第14回「国際問題と学校」 乙訓高 (56.12) 第18回「社会科学における国際理解教育」 瑞南高 (大1.10)
- 第15回「教員による本国研修の学習」 (大2.2) 第19回「研究会活動、生徒の自治会」 中山高 (大1.12)
- 第16回「外国の国際化」 乙訓高 京都国際文化専門学校 (大1.2)

(3) 国際理解教育推進のための課題と展望

① この教育の理念として、ユネスコの憲章に基く「民主的、平和的な国家、社会の形成者」の育成を目標としなければならない。国際理解教育の目標は、①平和人の育成 ②人種意識の啓蒙 ③正しい国家意識の醸成 ④世界意識の養成 ⑤国際理解と国際協力の実践的態度の形成と要請にある。これらに基づき研究活動が、クラブ活動、外国人との交流と推進される。

② 本会の組織は、人数(60名)、財政、活動が不充不十分といえる。存在に於いて本校場に国際理解に力を入れる決心をもち、教育実践として授業展開をする教職員を確保することである。教職員が公費に於いて海外へ研修に行つては、この経験はたいてい国際的視野に立った教育として生かされる。今教職員、職場全体のものに存する限り本校場に国際理解教育の推進の設置の必要性を提言した。

③ 国際理解教育を具体的に授業展開するの、授業研究、カリキュラムの検討、生徒の国際意識調査が必要である。教科として全教科にわたる必要があり、英語、社会、国語のみならずまた社会科学研究クラブ、ユネスコ、社会福祉、PCC、ISS等の日本活動や、本会、ユネスコを通じて外国籍の生徒や先生との平和、友好、親睦の交流活動が大切である。

④ 京都は、中国の西安、インドネシアのジャカルタ、マニラ、フィリピン、西貢、ホーチミン、ハノイ等の都市間の友好関係を築く。これらの高校との交流の強化が必要である。また国際年(児童、青年、成人、学生、青年、青年等)の意義と役割も重要である。京都における地方自治体の「国際化」の推進は同時に友好州、都市間の高校における交流の促進も必要である。さしに府海外事情教育研究会、国際体験協会、国際教育研究会の支援、ユネスコ、国連、YMCA、各団体の協力、大学の外国研究センターへの教員派遣等も、研究の必要事項である。1999年「世界歴史部会報告」、ユネスコ加盟「インドネシアのジャカルタやマニラ特別区在住の小学生(平野)に送る教育実習報告」YMCA「学校教員派遣のアジア、オーストラリア」の参加も必要である。

⑤ 中央教育審議会が推進する、国民教育法の中での「国際化時代」に対応して、教員のあり方を根本から考え、国際社会に貢献することを日本人の育成が必要と認識された。国際理解教育は、日本を介して国際社会から国際理解の心を、世界を産出する者として国際理解は人間理解の心、グローバルな視点と本質を多様化した世界の政治構造と正しい国家、民族、文化の成長と進歩の必要を促すことと価値がある。

(4) その他

- ① 社会科学における国際理解教育(具体的な授業展開事例)
- ② 京都高校国際理解教育研究会(京都府立総合教育センター)の検討(行政中心)
- ③ 京都YMCA「教員派遣アジア、オーストラリア」の取組
- ④ 地方自治体の国際交流(京都府、市、国部所他)